

生産緑地地区の追加指定に伴う都市計画の変更（案）について

1 経緯等

都市における農地等は、防災性の高いオープンスペースや貴重な緑地として、良好な都市環境の形成に寄与している。区では、適正に管理された農地等を生産緑地法による生産緑地地区として指定し、その保全に努めている。

このたび、自由が丘二丁目の土地所有者から、所有する農地について生産緑地地区の指定に関する申出があったことから、生産緑地法及び目黒区生産緑地地区指定要綱に基づき審査を行った。

この結果、当該農地は、現に営農がなされているとともに、登記簿上の地目が畑で農業台帳にも登録されており、既存市街地と一体として農地を適正に維持・管理することができることと認められることから、生産緑地地区の追加指定など都市計画の変更に向けた法定手続きを進める。

2 生産緑地地区の追加指定を行う農地【参考資料】

(1) 概要

名称		位置	追加面積
番号	地区名		
28	自由が丘	目黒区自由が丘二丁目地内	約 310 m ²

(2) 土地の詳細等

ア 地 番 自由が丘二丁目 193 番 7

イ 地 目 畑

ウ 生産状況

野 菜	果 樹	花 き	植 木	その他
夏野菜 ・ナス ・キュウリ 他 冬野菜 ・大根 ・レタス 他	柿 みかん			タケノコ

(3) 追加指定に至った経緯

平成30年	5月	指定に向けた初回相談
令和6年	12月	農地面積の測量
8年	1月	農地部分の分筆登記・地目変更（宅地から畑へ変更）
	3月	農地台帳への登録（産業経済・消費生活課）
		抵当権の解除
	5月	生産緑地地区指定申出書の提出

3 東京都市計画生産緑地地区の変更（案）

別紙のとおり

4 今後の予定

令和8年	6月	中旬	都市計画審議会に都市計画（案）を情報提供
		下旬	知事協議（都市計画法第19条第3項）
	8月	下旬	公告・縦覧・意見募集開始（都市計画法第17条）
	9月		意見募集終了
	10月		都市環境委員会に縦覧結果を報告
			都市計画審議会に付議・答申（都市計画法第19条第1項）
	11月		都市計画変更の決定・告示・縦覧

以 上